

平成22年12月8日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成21年(ワ)第802号 不当条項使用差止等請求事件

口頭弁論終結日 平成22年9月1日

判 決

神戸市中央区元町通6丁目7番10号元町関西ビル3階

原 告	特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
同 代 表 者 理 事	清 水 巖
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	鈴 木 尉 久
同	辰 巳 裕 規
同	柿 沼 太 一
同	上 田 孝 治
同	近 藤 加 奈 子

東京都品川区東品川2丁目4番11号

被 告	株式会社ジャルツアーズ
同 代 表 者 代 表 取 締 役	須 藤 元
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	加 瀬 洋 一
同	外 崎 友 隆

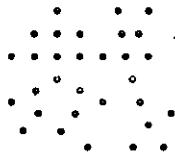
主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、消費者との間で、別紙目録記載の各契約条項を含む契約の締結をしてはならない。
- 2 被告は、被告の運営するウェブサイト内のウェブページから別紙目録記載の



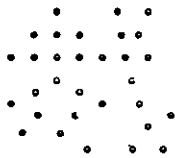
各契約条項を削除せよ。

- 3 被告は、消費者が解除権を行使したときに、旅行代金の支払のために消費者から被告に引き渡された株式会社日本航空インターナショナル発行に係る「JAL IC利用クーポン」、「JAL利用クーポン（紙）」、「マイル」などの企業ポイントの返還を制限する契約条項を含む企画旅行契約の締結をしてはならない。
- 4 被告は、消費者が解除権を行使したときに、旅行代金の支払のために消費者から被告に引き渡された株式会社日本航空インターナショナル発行に係る「JAL IC利用クーポン」、「JAL利用クーポン（紙）」、「マイル」などの企業ポイントの返還を制限する契約条項を被告の運営するウェブサイト内のウェブページに表示してはならない。

## 第2 事案の概要

本件は、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告が、被告に対し、株式会社日本航空インターナショナル（以下「JAL」という。）の発行する企業ポイントにより旅行代金等が決済された後の契約の取消しないし変更があった場合に同企業ポイントの返還をしない旨の別紙目録記載の各条項（以下「本件条項」という。）が、被告と消費者との間で締結する企画旅行契約における契約条項となっており、本件条項が同法10条及び9条1号に違反して無効であると主張して、同法12条3項に基づいて、本件条項を含む契約の締結の差止め、被告の運営するウェブサイト内のウェブページからの本件条項の削除、消費者が企画旅行契約についての解除権を行使した場合に、JALの発行する企業ポイントの返還を制限する旨の契約条項（以下「ポイント返還制限条項」という。）を含む、被告と消費者との間の企画旅行契約の締結の差止め及び被告の運営するウェブサイト内のウェブページへのポイント返還制限条項の表示の差止めを求めた事案である。

- 1 争いのない事実及び証拠等によって容易に認定できる事実（証拠等によって



認定した事実については末尾に証拠等を掲記する。)

(1)ア 原告は、平成20年5月28日に消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である。

イ 被告は、第1種旅行業の登録を受け、旅行業を営む株式会社である。

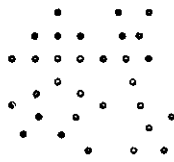
(2) 被告は、旅行者との間で募集型企画旅行契約（以下、単に「旅行契約」という。）を締結するに当たり、観光庁長官が定めて公示した標準旅行業約款と同一の内容の旅行業約款（以下「本件約款」という。）を用いているところ、本件約款16条1項には、旅行者は、いつでも本件約款別表第1に定める取消料（旅行代金に、旅行契約を解除した日と旅行開始日との間の日数に応じた一定割合を乗じた金額）を被告に支払って、旅行契約を解除することができる旨規定されている（以下、本件約款16条1項に基づく旅行者の解除権を「本件任意解除権」という。）。)

(甲3)

(3) JALは、その顧客のうちJALマイレージバンクプログラム（以下「JMBプログラム」という。）に入会した会員（以下「JMB会員」という。）に対し、その利用実績等に応じて「マイル」を付与している。JMB会員が一定期間内に一定数のマイルを獲得した場合には、当該会員は、獲得したマイルを、「特典航空券」、「JAL利用クーポン」（紙媒体のもの）、「JALIC利用クーポン」という名称の特典（以下、マイル、JAL利用クーポン及びJALIC利用クーポンを総称して「本件JMB特典」という。）に交換することができ、JALは、当該会員の選択に従って各特典を発行している。

(乙1, 10, 弁論の全趣旨)

(4) 被告は、被告との間で旅行契約を締結しようとする者について、本件JMB特典の利用を認めており、その際には、本件条項と同内容の事項を告知し、その承諾を求めている。



(弁論の全趣旨)

- (5) 被告は、被告が開設したウェブサイト内のウェブページにおいて、被告との間で旅行契約を締結しようとする者に対し、本件条項を表示して、その承諾を求めている。

(甲6)

- (6) 平成21年2月3日、原告は、被告に対し、消費者契約法41条1項所定の書面による差止請求をした。

## 2 争点

- (1) 本件条項が被告と消費者との間の旅行契約に含まれる契約内容であるか否か
- (2) 本件条項が消費者契約法10条に違反するか否か
- (3) 本件条項が消費者契約法9条1号に違反するか否か

## 3 争点についての当事者の主張

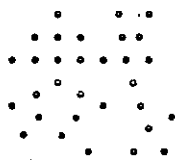
- (1) 争点(1) (本件条項が旅行契約に含まれるか否か) について

### 【原告の主張】

#### ア 本件JMB特典

本件JMB特典は、いわゆる企業ポイントの一種である。

企業ポイントとは、証票、電子機器その他の物（以下「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。）に応ずる対価を得ずに発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のた



めに提示，交付，通知その他の方法により使用することができるものと定義することができる。

イ 本件JMB特典の利用に関する法律関係

本件JMB特典の利用に関するJAL・消費者・被告の関係は，以下のとおりに整理される。

(ア) 発行段階の法律関係（消費者とJALとの法律関係）

まず，本件JMB特典を発行するJALは，顧客獲得のためにJMBプログラムを考案してそれへの加入を勧誘し，その内容に魅力を感じた消費者が，JMBプログラムへの加入を承諾し，ここに，発行企業であるJALと消費者との間の企業ポイントに関する法律関係が成立する。

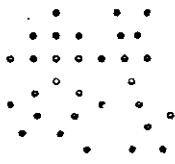
(イ) 使用段階における法律関係（消費者と被告との法律関係）

消費者と被告の間には，本件JMB特典を弁済手段として用いること，及び，弁済手段として用いる際の条件についての契約が存在し，同契約には，被告と消費者との間の旅行契約が解消された場合における本件JMB特典の返還に関する合意が存在し，本件条項もこれに含まれる。

(ウ) JALと被告との法律関係

JAL利用クーポン取扱要項（乙9）によれば，被告は，JALに対して，単にJAL利用クーポンの本片を送付することによって，JALより，毎月2回，その券面額に対応する金額の振込みをまとめて受けているものであり，JAL利用クーポンを受領する原因となった法律関係である消費者との間の旅行契約の内容をJALに報告しているものではない。

(エ) 企業ポイントの利用による決済の法的構成については，免責的債務引受構成（消費者の提携事業者に対する代金支払債務を，企業ポイント発行企業が免責的に引き受ける。），支払委託構成（企業ポイントの利用により，消費者が企業ポイント発行企業に対し，提携事業者との取引に

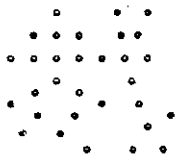


よって生じた代金支払債務についての支払を委託する。) , 債権譲渡構成(企業ポイントの利用により, 消費者が企業ポイント発行時に取得した企業ポイント発行企業に対して有する金銭債権を, 提携事業者に譲渡し, 提携事業者は, この金銭債権を企業ポイント発行企業から取り立てて, 消費者の代金債務の弁済に充てる。) という3つの構成が考えられる。

そして, JALと被告との間の本件JMB特典の取扱いによれば, JALが消費者と被告との間の旅行契約を特定した上で当該契約によって発生した債務を免責的に引き受けているとの法律構成は採用されておらず, また, 消費者がJALに対して, 本件JMB特典相当額についての金銭債権を有しているわけではないことからすると, JALは, 単に消費者からの支払委託を受けて, 提携事業者である被告に対して, 本件JMB特典相当額の金額の支払をしているものと考えられる。

(カ) 被告は, 第三者である消費者のためにする債務免除契約が被告とJALとの間に締結されているなどと主張するが, 無理のある法律構成であり, また, 事実の問題として, 本件JMB特典による決済が債務免除であるとすれば, JALから被告を含む提携事業者に対して本件JMB特典相当額の代金が振り込まれており, 免除されているはずの債務について金銭が支払われていることとなるし, 被告とJALとの間で, 第三者に対し直接に権利を取得させるとの合意が存在するとの立証は何らなされていない。

(キ) 以上のとおり, 本件JMB特典の利用に関しては, 支払委託がなされているところ, 旅行契約は, その契約内容として旅行代金の支払方法に関する合意を含み, 被告は, 消費者との間で旅行契約を締結する際, 旅行代金の支払義務の履行方法として本件JMB特典による支払方法を認め, その旨合意しているのであるから, 本件JMB特典の利用について



は、被告と消費者との間の旅行契約の代金支払に関する特約となっている。消費者が、被告との間で、旅行契約及びその代金の支払方法に関する合意を離れて、本件JMB特典の利用に関する契約などという契約を締結することなどあり得ない。

ウ 本件条項の法的性質

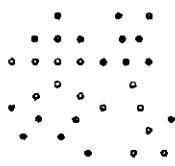
(ア) 被告は、自ら開設するウェブページに本件条項を表示しているところ、その表示態様は、消費者にとって、本件条項が被告の提示する取引条件であるとは見えないものである。しかも、被告は、本件JMB特典での決済を行おうとする旅行者に対し、必ず本件条項の承諾を求め、この承諾なくしては決済ができない仕組みとなっている。

このような表示態様及び承諾強制の事実からすれば、本件条項は被告自らが消費者に対して提示している取引条件であって、被告と不特定多数の消費者との間の契約内容となっていることは明らかである。

(イ) 旅行契約は、その契約内容として、旅行代金の支払方法に関する合意を含む。したがって、旅行代金の支払義務の履行方法として本件JMB特典による支払方法を認める合意は、当該旅行契約の一部をなす合意である。

そして、旅行契約が解除された場合には支払に充てられた本件JMB特典を返還しないとの特約（本件条項）は、旅行代金の支払義務の履行方法として本件JMB特典による支払方法を認める合意の一部として特約されている。したがって、本件条項は、被告が締結する旅行契約の一部を構成していることが明らかである。

(ウ) 被告は、現に、本件条項を利用して、本件任意解除権を行使した旅行者からの本件JMB特典の返還請求を拒んでいるのであって、この事実からすれば、本件条項は、被告自身が消費者に対して提示する取引条件であり、契約内容を構成していることが明らかである。

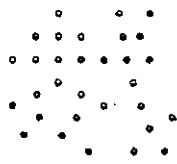


なお、被告は、JALと消費者と被告との間には、本件JMB特典の利用・受入れに関してJALが定めた利用条件に従うという共通認識が形成されており、上記取扱いを行う根拠はJALが定める利用条件であるなどと主張するが、被告が主張するような共通認識が形成されているとは思われないし、実体のない共通認識に従って契約関係が規律されるものではない。

①消費者とJALとの間のJMBプログラムと②消費者と被告との間の旅行契約とは、別個独立した2個の契約であるから、②の契約当事者である被告は、①の契約でJALが決めたJMBプログラム約款中の契約条項（JALが定めた利用条件）を、②の旅行契約の解除による原状回復を求める消費者に対して、主張することはできない（契約の相対効原則）。

(注) さらに、JALの作成したJMBプログラムに関する一般規約（以下「JMB規約」という。）30条には、「提携各社」との表題の下に、「JMB提携航空会社の特典利用によるご旅行や、その他提携会社の特典利用については、各提携会社の規約に従うものとします。」との規定があり、この規定によれば、提携会社である被告における本件JMB特典の利用に関しては、被告の規約（約款）が適用されることが明らかであり、被告が締結する契約においては被告自身が提示する本件条項が適用され、JALが定める利用条件が適用されるものではないことをJALが明言している。なお、同規定にいう「特典」とは、JMB規約14条ないし16条、20条、21条、24条、25条と同様に本件JMB特典を指していることは明らかである。また、JMB規約30条にいう「特典」が本件JMB特典ではないという解釈が仮に成り立つ余地があるとしても、本件JMB特典であるという素直な解釈も成り立つ以上、このような多義的で曖昧な表現をした事業者に不利益は帰せられるもの





であり、本件では、消費者に有利な原告主張の解釈が採用されることになる。

(オ) 被告は、本件条項は、JALが定めた利用条件を再告知したものであるなどと主張するが、被告のウェブページにおける本件条項の表示態様に照らすと、再告知である旨の注意書きや被告が無関係である旨のただし書きもないし、仮に、顧客とJALとの間で本件条項と同一内容の利用条件が定められているとしても、そのことと、本件条項が消費者と被告との間の旅行契約の一内容であることとは何ら矛盾するものではない。

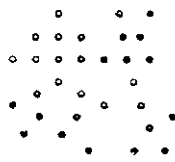
#### エ マイルの決済利用

被告は、マイルによる決済はできないなどと主張するが、被告のウェブページ（甲6・9，10頁）において、「JMB特典とは、JALIC利用クーポン、JAL利用クーポン（紙）、マイルのことを指します。」と定義し、さらに、「(3)現在、JMBのマイル口座にあるマイルを利用して支払う。」との決済方法を認めており、被告が本件条項を適用することによって本件任意解除権行使の場合に旅行代金決済のために利用されたマイルを全部没収する取扱いをしていることは、JAL利用クーポンの場合と同様であることからすると、マイルをJALIC利用クーポンやJAL利用クーポンと区別して取り扱う理由はない。

#### 【被告の主張】

#### ア 本件JMB特典に関する事実関係

(ア) JALが設計、運営するJMBプログラムというサービスは、JALが顧客に付与するマイルを、特典航空券と呼ばれる無料搭乗券に交換できるサービスを中心として構築された制度であり、JAL利用クーポン及びJALIC利用クーポン（以下、両者を併せて「本件クーポン」という。）は、3年間の有効期限があるマイルが失効する場合の救済策として、JMB会員の便宜を図るために条件付きでマイルと引換えに交付



する特典である。

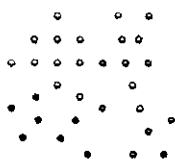
そして、本件クーポンの利用条件等は顧客誘引等の効果やコストを総合的に考慮して、JALがJMB規約等によって定めており、有効期限の定めのある、再発行ができない、現金との交換や払戻しができないなど、JALが定めた本件クーポンの内容は、JALが発行するJALマイレージバンクハンドブック（乙5。以下「JMBハンドブック」という。）、JAL利用クーポンの券面（乙4の1、4の2）、JMB会員にJAL利用クーポンを郵送する際に同封する書面（乙8の1、8の2）に記載され、会員に告知されている。

被告は、JALが定めた利用条件に従って、本件クーポンを受け入れるよう委託され、JALと契約、提携関係を結ぶことでJMB会員が本件クーポンを利用することを認め、JMB会員が本件JMB特典を旅行代金支払の際に提示することによってクーポン表示分を差し引いた金銭の支払をすれば、JMB会員に対して商品やサービスを提供し、被告とJALとの間の契約によって定められた条件に従って、JALから一定割合の金員の支払を受けている。

また、JMB会員と被告との間で旅行契約が解除された場合、旅行者が提示した本件クーポンの受入れによって、JALが被告に支払った本件クーポンに対応する金員のうち、標準旅行業約款で定められた取消料相当部分を超える金員については、JALに返還されることとなっている。

(イ) 他方、被告とJMB会員との間で、マイルによる直接の決済をすることはできず、JALの「旅プラス」という会員組織に加入している場合に、その特典として一定数のマイルを旅行代金の支払に利用する形態に変換することができるようになっている。

この場合も、本件クーポンが利用された場合と同様に、被告とJAL



との間の契約条件に従って、被告はJALから相当額の支払を受け、また、JMB会員と被告との間の旅行契約が解除された場合、JALが被告に支払った金員のうち、標準旅行業約款で定められた取消料相当部分を超える金員については、JALに返還される。

イ 本件クーポンの利用に関する法律関係

前記アの事実関係を前提とすると、被告を含む提携事業者は、本件クーポンを利用したJMB会員との関係では、その契約金額から、クーポン相当額を割り引いた取扱いを事実上行っているのである。すなわち、被告ら提携事業者は、JALとの契約に基づいて、JMB会員との間の商品や役務の販売提供時の支払に際して、本件特典をその利用条件に従って受け入れて、処理しているという事実関係があるに過ぎない。かかる事実関係をあえて法律関係に置き換えると、本件クーポンを巡るJALと被告とJMB会員との間の法律関係については、以下のものが考えられる。

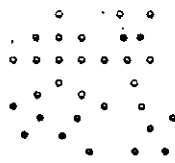
(ア) 第三者のためにする債務免除

被告とJALの間には、要約者をJAL、諾約者を被告とする第三者のためにする契約が締結され、JMB会員は、上記契約における受益者として、本件JMB特典を被告に提示する受益の意思表示によって、諾約者である被告に対してJMB会員が負担する旅行代金支払債務について本件クーポン相当額が免除され、残余の代金についてのみ支払義務を被告に負うこととなる。

そうすると、JMB会員は、第三者のためにする契約の受益者の地位にあり、契約当事者ではないから、本件クーポンの利用について被告とJMB会員との間には何らの契約も締結されていないこととなる。

(イ) 被告による債務免除

また、本件クーポンの提示を受けた被告が、JALによる本件クーポンの受入委託を背景に、JMB会員に対して、本件クーポン相当額の旅



行代金の支払義務を免除しているとも考えられる。

そうすると、債務免除は被告の単独行為であるから、本件クーポンの利用について、被告とJMB会員との間には何らの契約も締結されていないこととなる。

(ウ) 債務免除契約

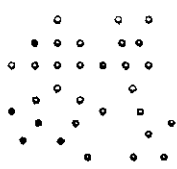
仮に、被告とJMB会員との間で、本件クーポンの利用に関して何らかの契約が締結されているとしても、その内容は、JALによる本件クーポンの受入委託を背景にしてなされる、被告とJMB会員との間の旅行代金支払義務の免除契約に過ぎない。

(エ) 支払委託

仮に、本件クーポンが利用された場合の被告とJMB会員との間の旅行契約が、本件クーポン相当額を控除しない代金額で締結されているとすると、当該旅行契約の代金支払方法について、旅行代金のうち、JMB会員が本件クーポン以外の方法で支払った金額についてはJMB会員が支払い、本件クーポン相当額の金額についてはJALが支払うようJMB会員が支払委託したという関係に立ち、JMB会員とJALとの間の支払委託は、JALが定めた利用条件に従った取扱いをすることを内容とするものとなる。

ウ 本件条項の法的性質

(ア) 被告がJMB会員に対して告知し、その承諾を求めている本件条項は、JMBプログラムの設計、運営主体であるJALが定め、あらかじめJMB会員に対して告知している利用条件と同一の内容であって、被告は、本件JMB特典を利用するJMB会員に対してJALが定めた利用条件を再度告知することによって、本件JMB特典の使用条件や利用制約の内容についてJMB会員の記憶を喚起し、それらの条件を知った上で利用することを求め、もって、JMB会員が不測の不利益を被らないよう



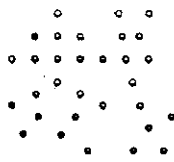
にしているに過ぎず、本件条項は、JMB会員と被告との間の旅行契約の一部となるものではない。

すなわち、本件JMB特典の内容や利用条件は不可分一体のものとして、JALとJMB会員と被告との間の共通認識からなる規律として存在する一方、JMB会員は、被告との間の旅行契約の代金の支払について、本件JMB特典を利用することが強制されているものではないこと、被告とJMB会員の2当事者間で締結された旅行契約で規律される法律関係と本件JMB特典を巡るJAL・JMB会員・被告との間の法律関係とは当事者やその性質を全く異にし、両者が別個独立したものであることは明らかである。

したがって、本件JMB特典についてJALが定める利用条件は、旅行契約とは別個独立にJALと被告とJMB会員との間に存在する規律であるから、本件条項が旅行契約の一部であることを前提とする原告の主張は失当であるし、本件JMB特典の内容と不可分一体のものである本件JMB特典の利用条件のうち、払戻しを認めないという利用条件のみを切り離してその不当性を主張する原告の主張は不合理である。

(イ) 被告は、JALとの間で、契約によってJALが発行する本件JMB特典を受け入れた提携事業者であり、本件JMB特典の設計、運営主体でもないし、本件JMB特典の発行者でもなく、本件JMB特典について、JALが定めた利用条件を変更する権限をそもそも有するものではない。そして、被告は、JALが定めた利用条件に従って被告の顧客に本件JMB特典の利用を許容するか、そうでなければ、本件JMB特典の利用を許容しないかのいずれかしか選択肢を有しないし、被告が本件JMB特典を再発行する権限も有しない。

(ウ) 原告は、JMB規約30条の規定を根拠に、本件条項が被告とJMB会員との間の旅行契約の一部であるなどと主張するが、上記規定にいう



「その他提携会社の特典利用」とは、提携事業者が独自に発行している特典を意味し、JMBプログラムにおける特典を意味しているのではないのであって、その提携事業者が独自に発行している特典の取扱いについては提携事業者独自の利用規約に従うことを確認した規定に過ぎないから、原告の主張は同規定に関する誤った解釈を前提にするものである。

(2) 争点(2) (本件条項が消費者契約法10条に違反するか否か) について

【原告の主張】

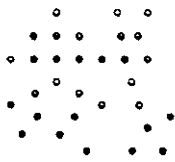
ア 任意規定からの逸脱

(ア) 旅行者である消費者が本件任意解除権を行使した場合には契約解除の効果が発生するから、民法545条1項によれば、契約当事者である被告は、原状回復義務を負い、旅行者である消費者は被告に対して、旅行契約の代金決済のために引き渡した金銭その他の財産の返還を求めることができるはずである。

したがって、本件JMB特典取得時の対価性の有無にかかわらず、旅行契約が解除された場合、本件JMB特典は、消費者の手元にその現物かあるいは価額相当の利益が返還されなければならない。

しかし、本件条項は、民法545条1項によって認められている解除権行使による遡及的原状回復の効果を否定し、消費者は、旅行契約に基づく旅行代金の決済のために被告に引き渡した本件JMB特典の返還を請求できないとするものであるから、任意規定である民法545条1項の適用による場合に比して、消費者の権利を制限する条項である。

(イ) 消費者と被告との間の旅行契約に基づく代金支払債務について、消費者が本件JMB特典を利用し、JALが本件JMB特典相当額の金額を被告に支払った後に旅行契約が解除によって解消された場合の原状回復義務の関係は、「指図を受けた第三者による弁済」が解消された場合の不当利得関係と同様である。

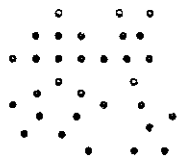


そして、消費者と被告との間の旅行契約が対価関係、消費者とJALとの間のJMBプログラムが補償関係に該当するところ、一般に、対価関係が解消されても、補償関係には影響を与えるものではなく、不当利得返還の法律関係は、対価関係の契約当事者間で生じるとされている。

したがって、旅行契約の解除に伴う原状回復ないし不当利得による清算関係は、旅行契約の当事者である消費者と被告との間で生じ、JALと消費者との間の関係はこの清算とは全く無関係となり、被告は、旅行契約に基づく旅行代金の支払のために交付された本件JMB特典も消費者に返還しなければならない。

なお、被告は、本件任意解除権の行使があった場合にも、いったんはJALから本件JMB特典の券面額に相当する金額を振込送金で受け取り、しかる後に、本件約款16条1項所定の別表第1に定める取消料を超過する金額をJALへ返金していると主張するが、一般に、金銭の交付によって生じた不当利得の利益が存しないことについては、不当利得返還請求権の消滅を主張する者が主張立証すべきであるとされているところ、不当利得返還義務を負担する者が、返還対象とされている利益相当額を第三者に引き渡したとしても、不当利得返還義務を負担する者は、当該第三者に対して引き渡した利益相当額の不当利得返還請求権を有しているので、特段の事情がない限り、当初の不当利得返還請求権の価値に相当する利益をなお保有していることになり、第三者への利益の引渡しは何の抗弁にもならないのであるから（最高裁昭和62年(オ)第888号平成3年11月19日第三小法廷判決・民集45巻8号1209頁、最高裁平成11年(受)第766号同13年3月27日第三小法廷判決・裁判集民事201号667頁参照）、被告の上記主張は、法的に意味をなさない。

(ウ) 被告は、JAL利用クーポンは、決済時に物理的に切り離されるなど



して消尽しており、本件クーポンの再発行権限が被告にはない以上、本件任意解除権が行使された場合でも返還できない旨主張している。しかし、一般に、解除による原状回復義務については、給付受領者は契約に基づいて給付された目的物そのものを返還しなければならず（原物返還の原則）、もし現物の返還が履行不能になった場合、給付された原物の客観的な価額を返還する義務を負うと考えられる（価額返還義務）。

本件においては、原物返還の観点からすれば、旅行開始時に本件JMB特典の正式決済がなされて消尽するという取扱いをすれば（すなわち、旅行開始時にクーポン券の切り離しをすれば）、旅行開始前に本件任意解除権の行使があった場合に、何らの問題なく被告の手元にある本件JMB特典の原物を消費者に返還することができるはずである。

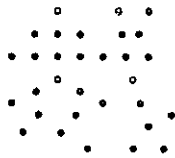
また、価額返還の観点からすれば、被告は、本件任意解除権の行使がなされた場合にも、いったんはJALから本件JMB特典の券面額に相当する金額を振込送金で受け取っているのだから、標準旅行業約款所定の取消料を超過する受領額をJALへ返金するという違法な取扱いを改めて消費者に返金することにすれば足りる。

したがって、本件JMB特典についての再発行権限がないといった理由によって、被告が本件任意解除権行使の場合の原状回復義務を免れることはできない。

#### イ 信義則違反

(ア) 本件任意解除権は、旅行者が、不要となったサービスの受領とその対価の無駄な支出を強制される事態を回避するために認められたものであるから、本件任意解除権の法律効果としての原状回復義務は、給付と対価との等価有償交換を目的とする双務契約における「給付なければ対価なし。」との牽連関係に基づく契約正義を体現しているものであるのに対し、本件条項は、事業者に対して、給付がないのにその対価を保持す





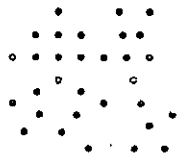
ることを認めている点で、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえることができる。

(イ) 本件条項は、観光庁長官が公示した標準旅行業約款よりも消費者に不利であるとともに、観光庁長官の認可（旅行業法12条の2第1項）を現に受けておらず、将来的にも認可を受けることのできる見込みのない無認可約款である。同法12条の2第2項1号は、観光庁長官が旅行業約款の認可をする際の基準として、「旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること」と要求しているところ、これは、消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一端的に害するもの」と同趣旨のものと理解し得るから、無認可約款たる本件条項は、消費者契約法10条にも抵触する。

(ウ) 本件JMB特典のような企業ポイントは、消費者の購買行動が取引対象たる商品やサービスの品質や価格のみによって選択されるのではなく、企業ポイントの有無・数量によっても影響されること、企業ポイントと電子マネーとの交換も可能であるなど、幅広く商品やサービスの代金決済のために利用することができること、その発行原資は、最終的には価格に転嫁されて消費者が負担していることから考えると、単なる景品ではなく、消費者に付与された財産であるというべきである。

本件条項は、このような財産権である企業ポイントを、何らの対価的給付もないままに一端的に剥奪することを内容とするものであるから、信義則に反して、消費者の利益を一端的に害する条項であるといえる。

(エ) 被告は、本件JMB特典が、顧客サービスの一環として付加的に提供されるものである所以对価性が欠如しているなどと主張する。しかし、本件JMB特典を含む企業ポイントは、取得時には、企業が取引に付随して直接の対価なくして消費者に交付するものであるが、いったん交付されれば、消費者にとっては、購買行動を変容させて獲得した電



子マネーにも交換可能な汎用性ある財貨ないし権利にほかならず、使用に当たってこれを理不尽に奪取されることは財産的損害にほかならない。そもそも解除による原状回復に当たっては、契約が最初から存在しなかったのと同様の法的状態が回復されなければならないものであって、企業ポイントの取得時における対価性の有無いかんにかかわらず、消費者の手元には企業ポイントの原物かあるいはその価額相当の利益が戻されなければならないのである。

また、被告は、JALにJMBプログラムの内容構築に関して広範な裁量が認められるなどと主張するが、仮に、JALにかかる広範な裁量が認められるとしても、約款の規制に関する司法的統制は受けるものであるし、かかる裁量によって、被告が消費者保護規制に反することを正当化し得るものでもない。

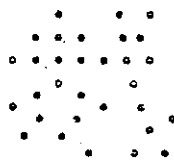
さらに、本件JMB特典を利用するか否かを決めるのが消費者の任意であり、契約条項を認識した上で消費者契約を締結した場合でも、その契約に含まれる不当条項は無効としなければならない。

ウ 以上によれば、本件条項は、消費者契約法10条に違反する契約条項である。

#### 【被告の主張】

##### ア 消費者契約法10条の適用の有無

本件クーポンは、JALが、その顧客であるJMB会員に対して、有効期限がある、再発行ができない、現金との交換や払戻しができないなどといった内容のクーポンとして発行したものであり、JMB会員も、クーポンがかかる性質を有することを前提に、マイルを本件クーポンに交換することを選択している。そのため、JMB会員は、もともと、有効期限を有しないクーポン、再発行ができるクーポン、現金との交換や払戻しができるクーポンを保有してはいない。



これは、発行者であるJALとJMB会員との間で取り決められた内容であり、キャンセルの際に再発行も払戻しもなされないのはもともと発行者であるJALとJMB会員との間の問題であって、そもそも被告との間においては消費者契約法10条の適用の問題にならない。

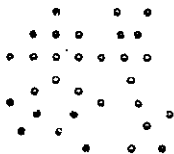
イ 任意規定との関係

(ア) 前記【原告の主張】アは、割引券、クーポン券、サービス券等を利用して物品やサービスを購入した場合において、当該購入品やサービスをキャンセルしたとき、受領した金額に加えて再度割引券等を発行しなければ、一般的に消費者契約法に違反するとの主張であって、かかる主張は一般の取引通念や取引慣行に合致しない。

(イ) また、原告の主張に従えば、JAL利用クーポンを利用したJMB会員が旅行契約を取り消した際には、被告がJAL利用クーポンの再発行をしなければならないこととなるが、紙媒体のJAL利用クーポンは、被告との決済時に既に使用されているものであって、その時点で使用済みになって失効し、一部が切り離されることとなっており、被告がJAL利用クーポン自体を完全な状態でJMB会員に返還することはできないし、被告がこれを再発行する権限も有しない。

なお、JAL利用クーポンの発行者であるJALが払戻しを禁じている以上、被告がJMB会員に現金を返還することもできず、被告が現金による払戻しを行えば、JALとの間の契約違反となるし、また、それが被告の負担でなされれば、被告の持ち出しとなる。

(ウ) ツアー催行中止の場合は、JALが定める利用条件において、変更が「お客様ご都合による場合」でないものに該当するものとして、JAL自身が本件JMB特典を返還する旨被告に約しているのであって、被告から連絡を受けたJALが、JAL利用クーポンについては有効期限が同一のものを再発行してJMB会員に直接郵送する方法で、JALIC



利用クーポンについてはJALの管理するJALIC利用クーポン口座の記録が変更される方法で、「旅プラス」会員については会員のポイント(クーポン)をマイルに変換する方法で、それぞれ本件JMB特典の返還による払戻しを行っている。

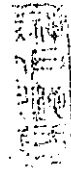
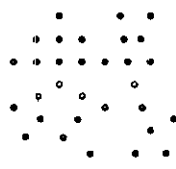
#### ウ 信義則違反の有無

本件JMB特典を含む企業ポイントとは、一般的に、消費者が金銭その他の対価を支払って購入することが前提となる前払式証票とは異なり、企業が顧客サービスの一環として付加的に提供する対価性のないものである。そのため、顧客サービスのためにどのような内容の企業ポイントが付与されるかや企業ポイントと交換の上どのような利益を提供するかについては、これを提供する事業者側に大きな裁量を与えられるのである。

そして、事業者の広範な裁量の範囲内で決定され、JMB会員に不当な不利益を与えるものでもない以上、JALが定めた利用条件と同内容の本件条項が信義則に反するものではない。

また、被告と旅行契約を締結するJMB会員は本件JMB特典の利用を強制されているものではなく、被告は、JALとJMB会員が共通のものとして認識している利用条件に従って本件JMB特典を受け入れているだけであるから、本件条項が信義則に反するものでもJMB会員の利益を一方向的に害するものでもない。

さらに、払戻しができないということは、本件クーポン発行に際して定められた内容であり、JMB会員はもともとこれらの払戻しを主張できないから、そもそも本件クーポンについては原状回復を求めることもできず、また、それをもって何らの不利益をも受けるものでもないから、信義則に反するということもない。そして、本件クーポンについて原状回復を求めることはできない、何らの不利益をも受けるものではないから信義則にも反しないという帰結は、JALとの間だけではなく、被告との間において



も同様である。

(3) 争点(3) (本件条項が消費者契約法9条1号に違反するか否か) について

【原告の主張】

ア 本件条項が解除に伴う損害賠償の額の予定又は違約金を定める条項であること

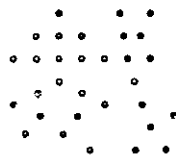
消費者契約法9条1号にいう「解除」には、法定解除のみならず、約定解除及び解約告知も含まれると解され、また、同条項の趣旨は、解除を機に事業者が実損害を上回る不当な利得を図ることを阻止し、消費者の金銭的な負担を適正なレベルに引き戻すことにあり、その適用範囲は実質的に判断されることからすると、旅行契約に伴って交付された本件JMB特典を返還せずに没収する本件条項は、損害賠償額の予定又は違約金を定める条項であることは明らかである。

イ 本件条項による損害賠償額の予定額又は違約金の額は、旅行契約と同種の契約の解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えること

ア) 標準旅行業約款には、旅行者が任意解除権を行使する場合には、一定の取消料を支払うものとされている。

この取消料は、給付が提供されなければ対価を支払う必要がないという原則の例外であり、契約締結によっていったん手中に収め得ることが予想された旅行代金についての旅行業者の期待を一定限度で保護し、手配業務を既に遂行している可能性や、解除時点から旅行出発日までの短時間で代替的な旅行者を募集することを余儀なくされ、契約獲得の機会が減少したことによる旅行業者の営業上の逸失利益も考慮した上で、一定額の損害賠償だけは例外的・制限的に許容する趣旨で認められ、観光庁長官が、旅行者の正当な利益を害するおそれがないという認可基準を満たすものと判断したものである。

したがって、標準旅行業約款において定められた取消料の額を超過し



て、本件任意解除権行使に伴う損害賠償額の予定又は違約金を定める条項は、消費者契約法9条1号所定の「平均的な損害の額」を超過する額を定めるものであるというべきである。

(イ) 被告と消費者との間の旅行契約について本件任意解除権が行使された場合における消費者契約法9条1号所定の平均的な損害の額は、本件約款及び標準旅行業約款所定の取消料の額を上回ることはないと考えられる。

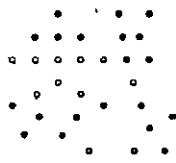
しかし、本件条項によれば、本件約款所定の取消料とは別個に、解除権の行使時期を問わず、消費者が被告に納付した本件JMB特典を被告が没収して消費者に返還しないことで、本件約款所定の取消料を超過する額の損害を消費者に負わせている。なお、消費者契約法9条の趣旨は、「事業者の利得の禁止」ではなく、「消費者に損失を負わせることの禁止」であるから、被告が、JALから本件JMB特典の券面額に相当する受領額をJALへと返金している事実があったとしても、同法9条で規定された平均的損害を超える取消料を消費者から奪取していることは明らかである。

ウ したがって、本件条項は、それ自体全てが、消費者契約法9条1号所定の平均的な損害の額を超過する額の損害賠償額の予定又は違約金を定める条項であって、同法9条1号に違反する契約条項である。

#### 【被告の主張】

##### 消費者契約法9条1号の適用の有無

ア 本件クーポンは、JALが、その顧客であるJMB会員に対して、有効期限がある、再発行ができない、現金との交換や払戻しができないなどといった内容のクーポンとして発行したものであり、JMB会員も、クーポンがかかる性質を有することを前提に、マイルを本件クーポンに交換することを選択している。そのため、JMB会員は、もともと、有効期限を有



しないクーポンや、再発行ができるクーポン、現金との交換や払戻しができないクーポンを保有してはいない。

このように、もともと、本件クーポンについて払戻しを主張できないJMB会員であるから、そもそも、本件クーポンは消費者契約法9条1項の適用対象にならず、かかる帰結は、被告との間においても同様である。

イ 本件条項は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定したものでも違約金を定めたものでもなく、払戻しがなされないという本件JMB特典の利用制限を規定したものに過ぎない。

そして、本件JMB特典自体が、もともと払戻しがなされないという性質の下でJALによって創設され、JMBプログラムの会員に付与されているものであるから、これについて払戻しがなされないとしても、JMB会員には何らの金銭的負担は生じておらず、消費者契約法9条1号の適用の対象とはならない。

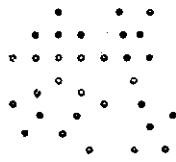
ウ なお、JAL利用クーポンを使用した場合に取消しの申出があった場合、被告では、以下のとおりの取扱いを行っている。

(ア) 旅行契約の代金に対する取消料を計算する（たとえば、旅行代金が30万円の場合、旅行開始日の前日から起算して7から2日前の解約は、通常は旅行代金の30パーセントに相当する9万円が取消料となる。）。

(イ) JAL利用クーポンが使用されていた場合、JAL利用クーポンの額面の額を前記(ア)の取消料に充当する。

クーポンの券面額を取消料が上回る場合には、その差額を取消料としてJMB会員に請求し、クーポンの券面額が取消料を上回る場合は、金銭で支払を受けている金額を全額返金する。

(ウ) 以上の取扱いからすると、JAL利用クーポンを使用した場合に、JMB会員が実際に支払った金銭を基準として取消料を計算し、その取消料を現実に支払を受けた金銭から差し引いた金額よりも、現実の返還金



額が下回ることはなく、旅行者に本件約款所定の取消料の金額を超える実質的な損害が生ずることはない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記第2の1の事実に加え、証拠（枝番を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) JALが作成しているJMBハンドブックによれば、JMB会員は、JMB規約、JMBハンドブック、JMBプログラムのホームページ並びに運送約款を理解、承認した上でこれに従うものとされている。

(乙1)

(2) JMB規約30条には、「積算されたマイルや、各提携航空会社が提供している特典を、JMBと提携会社プログラム間で共有、合算および譲渡することはできません。JMB提携航空会社の特典利用によるご旅行や、その他提携会社の特典利用については、各提携会社の規約に従うものとします。」との規定がある。

(乙1)

(3) JMBハンドブックには、本件クーポンについて、以下のとおり記載されている。

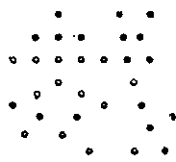
(乙5, 6)

ア JAL等の航空会社の国内線航空券及び国際線航空券、被告等の提供する国内や海外のパッケージツアーなどの購入代金の一部あるいは全額の支払に使用できる。

イ 本件クーポンで支払った金額は払戻しできない。

(4) JMB会員が、JALに対し、電話等の方法により、交換するマイルの数を指示してマイルのJAL利用クーポンへの交換を申し込むと、JALの管理する当該JMB会員の「マイル口座」からマイルが引き落とされ、JALの定める一定の割合に応じて、JAL利用クーポンが「ご利用ガイド」と





もに、当該JMB会員へ送付される。JALの開設するウェブサイトには、JAL利用クーポンの利用について、以下のとおり表示され、JALが送付する上記「ご利用ガイド」にも同じ記載がある。（甲5、乙5、7、8）

ア 現金との交換や払戻しはできない。

イ JAL利用クーポンで購入した航空券やパッケージツアー、機内販売品の払戻しについては、JAL利用クーポン以外で支払った金額を限度とする。

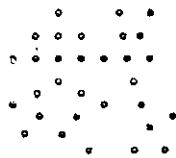
(5) JALが発行するJAL利用クーポンには、「ご利用になられると払い戻しはできません。」と記載され、有効期限が記載されている。（乙4）

(6) JMB会員が、JALの開設するウェブサイト上で申し込むなどの方法によって、マイルのJALIC利用クーポンへの交換を申し込むと、JALの管理する当該JMB会員の「マイル口座」からマイルが引き落とされるとともに、同じくJALの管理する当該JMB会員の「JALIC利用クーポン口座」に、JMB会員の利用できるJALIC利用クーポンの数が記録され、「JALIC利用クーポンご利用のしおり」とともに、ICカードが当該JMB会員に送付される。

JMBハンドブックによれば、JALIC利用クーポンの有効期限は最終特典交換日の1年後の同月末までとされている。

（乙6、弁論の全趣旨）

(7) JMB会員である旅行者が被告との間で旅行契約を締結する際、旅行代金の支払に関して本件JMB特典を利用することができ、本件JMB特典を利用すると、旅行の内容に応じて被告が設定する旅行代金額（以下「特典利用前代金額」という。）のうち、旅行代金の支払に関して利用する本件クーポンの券面に表示された金額ないし利用するマイルに応じた一定金額（以下「特典利用額」という。）については銀行振込みその他の方法によって被告に支払う必要がなく、特典利用前代金額から特典利用額を控除した金額（以



下「特典利用後代金額」という。)を銀行振込みその他の方法によって支払うことになる。(弁論の全趣旨)

(8) 被告の開設するウェブサイトにおいて旅行契約を締結する際の手続は、以下のとおりの手順で行われる。

(甲5, 6, 乙6, 弁論の全趣旨)

ア 被告と旅行契約を締結しようとする者が、被告の提供する募集型企画旅行の中から希望のものを選択、注文し、旅行者情報を入力すると、旅行代金の決済方法を選択する画面が表示される。

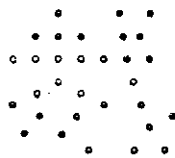
イ 旅行代金の決済方法は、①本件JMB特典(マイルについては、JMB「旅プラス」会員のみ、1000マイルを1000円相当として利用できる。)や「JAL旅行券」と他の決済手段(クレジットカード、銀行振込み、コンビニエンスストアにおける支払)を組み合わせる方法、②クレジットカードのみを利用する方法、③銀行振込みのみを利用する方法、④コンビニエンスストアにおける支払のみを利用する方法の中から、旅行契約を締結しようとする者が選択できる。

ウ(ア) 旅行契約を締結しようとする者が、前記アの画面において、旅行代金の決済方法として、前記イの①の方法を選択した場合、さらに、旅行代金の支払方法を選択する画面が表示される。

(イ) JALIC利用クーポンを利用して支払う場合には、JALの管理する「JALIC利用クーポン口座」からJALIC利用クーポンを引き落とすこととされる。

(ウ) JAL利用クーポンを利用して支払う場合には、手元にあるJAL利用クーポンを被告(JAL eトラベルプラザ)宛てに送付することとされる。

(エ) マイルを利用する場合には、JALの管理する「マイル口座」に記録されているマイル(JMB「旅プラス」ご利用マイル)を利用すること



とされる。

エ 前記ウにおいて、旅行代金の支払方法を選択すると、本件JMB特典での決済若しくはJAL旅行券での決済を利用する際の注意事項として、以下の事項が表示され、これを承諾するか否かを選択する。

(ア) JALグループ便以外の日本発国際線を利用しているコースについては、本件JMB特典での決済は利用できない。

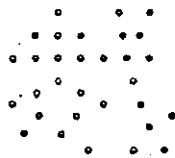
(イ) 本件JMB特典での決済は、決済後の取消し、コースおよび日程変更の場合、取消料の有無にかかわらず、払戻しできない（別紙目録記載1の条項と同じ内容）。

(ウ) JAL利用クーポンを利用する場合、被告（JAL eトラベルプラザ）においてJAL利用クーポンを受領した後は、直ちに決済処理を行うため、決済後にこれを返却することはできない。また、決済後の取消し、コース及び日程変更の場合、取消料の有無にかかわらず、払戻しできない（別紙目録記載3の条項と同じ内容）。

オ 前記エにおいて、旅行契約を締結しようとする者が、前記エ(ア)ないし(ウ)の事項を承諾する旨選択した場合、決済に必要な情報（利用するJAL利用クーポンの券面に表示された金額や特典利用後代金額についてクレジットカードを使用する場合におけるクレジットカードのカード番号等）を入力する画面が表示される。

同画面においては、本件JMB特典で支払った旅行代金等は、決済後の取消し、コース及び日程変更の場合、取消料の有無にかかわらず、払戻しできない旨表示されている（別紙目録記載2の条項と同じ内容）。

決済に必要な情報を入力し、支払手続を選択した後、取引条件説明書面と契約書の交付に代えた画面が表示され、「購入完了」を選択すると、旅行契約の手配が完了した旨の画面が表示される。同画面においては、特典利用前代金額が旅行代金額として表示される。



カ 前記エにおいて、旅行契約を締結しようとする者が、前記エ(ア)ないし(ウ)の各事項を承諾しない旨選択した場合、「このサービスは、『JMB特典での決済』もしくは『JAL旅行券での決済』利用時の注意事項を承諾していただいた方のみご利用いただけます。」と表示され、以後の進捗に進むことができない。

- (9) 被告は、JAL利用クーポンの利用に関して、JALと契約書を作成したり、マニュアルを交付されたことはないが、旅行者から受け取ったJAL利用クーポンに押印した上、ミシン目で切り離した本片部分をJAL旅行券センターに送付し、これを受領したJALは、被告との間で取り決めた一定料率に従って算出される金員を被告に対して支払っている。

旅行者との間の旅行契約についてJALIC利用クーポンやマイル（当該旅行者がJMB「旅プラス」会員である場合）が利用された場合も、JALは、被告との間で取り決めた一定料率に従って算出される金員を被告に対して支払っている。

(乙9, 10, 弁論の全趣旨)

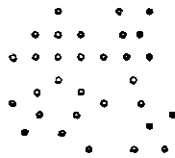
- (10) 被告は、旅行者が旅行代金の支払に関して本件JMB特典を利用した旅行契約について本件任意解除権が行使された場合には、以下のとおり取り扱っている。

(甲3, 乙10, 弁論の全趣旨)

ア 特典利用前代金額を基準として、本件約款16条1項及び別表第1に定められた割合による取消料を算出する。

イ 前記アのとおり算出された取消料の金額が、特典利用額を上回る場合、特典利用前代金額から前記アのとおり算出された取消料を差し引いた金額を旅行者に返還する。

ウ 前記アのとおり算出された取消料の額が特典利用額を下回る場合、特典利用前代金額から特典利用額を差し引いた金額（特典利用後代金額に相当する額）を旅行者に返還する。



エ JALから特典利用額に応じて受領した金員はJALに返還する。

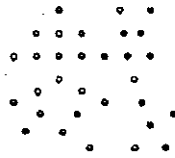
2 争点(1) (本件条項が旅行契約に含まれるか否か) について

(1) 原告は、本件条項が、被告と旅行者との間の旅行契約の契約内容となっている旨主張する。

(2)ア 本件条項は、被告と旅行者との間の旅行契約に係る旅行代金の支払に関して旅行者が利用した本件JMB特典について、同旅行契約が解除された場合も払い戻すことができないことを内容とするものであるから、まず、上記旅行代金の支払に関して旅行者が本件JMB特典を利用する場合に被告と旅行者との間にいかなる合意が存するかについて検討する。

イ 前記認定事実によれば、被告と旅行者との間の旅行契約について、被告が旅行の内容に応じた代金(特典利用前代金額)を設定しており、そのうちの一部又は全部について本件JMB特典を利用するか否かを顧客が選択すること(前記1(7)、(8))、被告のウェブサイト内において旅行契約を締結する場合、旅行者が旅行契約に係る旅行代金の決済情報を入力した後に表示される「購入完了」という画面には、旅行契約の内容について、旅行者が入力した旅行者の情報、旅行行程が表示されるとともに、特典利用前代金額が旅行代金額として表示されていること(前記1(8)オ)が認められる。さらに、本件約款によれば、本件任意解除権を行使した場合には、旅行者は被告に対して、旅行代金に、旅行契約を解除した日と旅行開始日との間の日数に応じた一定割合を乗じた金額を取消料として支払うこととされているところ(前記第2の1(2))、上記旅行契約について旅行者が本件任意解除権を行使した場合には、本件約款16条1項所定の取消料が、特典利用前代金額を基準として、本件約款別表第1に定められた割合に従って算出されていること(前記1(10)ア)が認められる。

これらの事実によれば、旅行契約に係る旅行代金の支払に関して本件JMB特典を利用する場合であっても、被告と旅行者は、特典利用前代金額



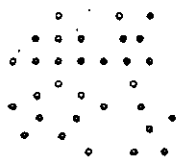
が支払われることを対価として旅行を提供する旨の旅行契約を締結しているものと認めるのが相当である。

ウ ところで、前記認定事実によれば、被告とJALとの間では、被告が旅行者との間で締結する旅行契約について、JALの発行する本件JMB特典の利用を認めるとともに、旅行者からは特典利用後代金額をクレジットカードを利用する方法等によって受領する一方、JALからは特典利用額から一定の計算式（ただし、その内容については、本件証拠上必ずしも明らかではない。）によって算出された金額を受領するという取扱いをしていることが認められる（前記1(9)）。

JALと被告との間のかかる取扱いからすると、JALと被告との間には、被告と旅行者との間の旅行契約に係る旅行代金の支払に関して本件JMB特典が利用された場合、個々の旅行契約に関して利用された特典利用額に相当する一定の金員について被告がJALから支払を受ける旨の合意が存しているものと認めることができる。

エ さらに、JALとJMB会員との間の関係についてみると、前記認定事実によれば、本件JMB特典のうち、本件クーポンは、JALが提供する航空券だけでなく被告等の提携事業者の提供する商品の購入代金の支払にも利用できるものとして、JALがJMB会員に対して発行・提供しているものであること（前記1(3)ア）、JMB会員は、JALの作成するJMB規約、JMBハンドブック、JMBプログラムのホームページ並びに運送約款に従うものと定められ、本件クーポン提供時にその有効期限が定められていること（前記1(1)、(4)ないし(6)）が認められる。

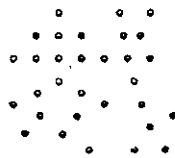
そうすると、本件クーポンを提供するJALと本件クーポンの提供を受けるJMB会員との間では、JAL以外の提携事業者とJMB会員との間の売買契約等に係る代金の支払に関して本件クーポンを利用することが当然に予定されており、JMB会員が本件クーポンを利用した場合には、上



記提携事業者が売却する商品等の代金のうち本件クーポンの券面に表示された金額に相当する額に係る支払は、JALと提携事業者との間で処理がなされ、かつ、JAL以外の提携事業者とJMB会員との間に締結される売買契約等の個々の契約内容がいかなる内容であるかにかかわらず、JMB会員は、JALの作成するJMB規約等によって制限された条件の下で本件クーポンを利用することができるとの共通の認識が形成されているといえることができる。

オ 以上のとおりのJAL、被告及び旅行者（JMB会員）の三者間のそれぞれの合意等の内容からすると、JALと旅行者（JMB会員）の間では、旅行者（JMB会員）が提携事業者たる被告との間の旅行契約について本件クーポンを利用した場合、JALが被告に対して、特典利用額に相当する額の支払を行う旨の包括的支払委託契約が成立している一方、被告と旅行者（JMB会員）との間の個々の旅行契約について本件クーポンを利用するとき、被告と旅行者（JMB会員）の間では、特典利用前代金額を旅行代金として旅行者（JMB会員）が支払う旨の旅行契約が成立し、JALは、JALと旅行者（JMB会員）との間の上記包括的支払委託契約に基づいて、旅行者（JMB会員）が被告に支払うべき旅行代金のうち、旅行者（JMB会員）が利用した特典利用額に応じた額を被告に対して立替払いしているものと認めるのが相当である。

そして、本件証拠上、本件クーポンを利用する場合とJMB「旅プラス」会員である旅行者がマイルを利用する場合とで異なる取扱いをしていることを窺うことはできず、それぞれの場合でJAL、被告及び旅行者の三者間に異なる合意が存在すると解すべき理由もないから、結局、被告と旅行者との間の旅行契約に係る旅行代金の支払について本件JMB特典を利用する場合、被告と旅行者の間では、旅行代金を特典利用前代金額とする旨の旅行契約が成立するとともに、同旅行契約の旅行代金のうち特典



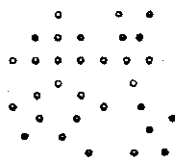
利用額相当額については、旅行者が支払委託しているJALが被告に対して立替払いしているものと認めることができる。

カ この点、被告は、旅行者が被告との間の旅行契約に係る旅行代金の支払に関して本件JMB特典を利用した場合には、被告が旅行者に対して有する旅行代金債権について、債務免除（JALとの間の第三者のためにする債務免除契約、被告の単独行為としての債務免除又は被告と旅行者との間の債務免除契約）を行ったと考えられる旨主張する。しかしながら、前記オに判示したとおり、被告と旅行者との間の旅行契約においては、特典利用前代金額が旅行代金とされており、旅行代金のうち特典利用額相当額については旅行者が支払委託しているJALから立替払いがなされていると認めるのが相当であり、被告が旅行代金債権のうち特典利用額に相当する部分について債務免除したと解する余地はない。

また、被告は、被告の立場としては特典利用前代金額の商品であって商品の金額は変更されていないが、顧客との関係では特典利用後代金額で旅行契約が成立し、取引対価が相対的であるなどと主張するが、同一当事者間における同一の旅行契約において、各当事者からみた代金がそれぞれ異なると解すべき法的根拠は明らかではなく、被告の上記主張は採用の限りではない。

- (3) そうすると、被告と旅行者との間の旅行契約に係る旅行代金について本件JMB特典を利用するというとき、被告と旅行者の間には、旅行代金を特典利用前代金額とする旅行契約が成立しているに過ぎず、旅行代金のうち特典利用額相当額については、旅行者が支払委託しているJALが立替払いしているという関係になるから、旅行者と被告との間に、本件JMB特典の交付やその返還ないし払戻しについて何らかの合意がなされているということとはできず、この点に関する本件条項が上記旅行契約に含まれているということもできない。

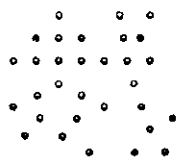




(4)ア これに対し、原告は、被告が開設するウェブサイトにおいて本件条項を表示し、旅行契約を締結するに当たってその承諾を求めていることから、本件条項は旅行契約の一部をなすものであることは明らかであると主張する。

しかしながら、契約を締結するに当たって当事者が表示する情報には種々様々なものがあり、その全てが契約の内容となる意思表示に含まれるものではないのであって、被告がウェブサイト上における旅行契約の締結に際して本件条項を表示していることをもって、直ちにこれが旅行契約の一部分であるということとはできない。そして、JALがJMB規約やJMBハンドブック等で定めた利用条件は、JMB会員に表示され、JMB会員はこれに従うこととされているところ（前記1(1)）、利用された本件JMB特典を払い戻すことができない旨の本件条項は、JMBハンドブックに記載された本件クーポンについての利用条件と同旨の内容であること（前記1(3)）、被告は、利用された本件JMB特典に応じた金員をJALから受領するが、JALがJMB規約等で定めた有効期限等の利用条件に適合しない本件JMB特典が利用された場合には支払が受けられないこと（弁論の全趣旨）からすると、被告が本件条項を表示し、その承諾を求めているのは、本件JMB特典を利用しようとする旅行者（JMB会員）に対して、JALがJMB規約等で定めた利用条件を注意的に表示し、これに従うことを明示した旅行者（JMB会員）との間の旅行契約についてのみ、本件JMB特典を利用した立替払いがなされるようにすることを目的としているものと考えられる。

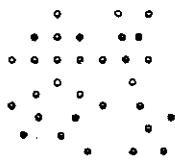
したがって、被告が旅行契約の締結の際に本件条項を表示してその承諾を求めているからといって、本件条項が、被告と旅行者との間の旅行契約の内容となっていると認めることはできず、原告の上記主張は採用することができない。



イ(ア) また、原告は、旅行代金支払義務の履行方法として本件 JMB 特典による支払方法を認める合意は旅行契約の一部をなす合意であり、かかる合意の一部として特約されている本件条項は、被告と旅行者との間の旅行契約の一部である旨主張する。

(イ) しかしながら、前記(2)に判示したとおり、旅行者が被告との間の旅行契約について JAL 利用クーポンを利用した場合、被告と旅行者との間では、旅行代金を特典利用前代金額とする旨合意され、旅行代金のうち特典利用額に相当する額については、旅行者が支払委託している JAL が立替払いしているものであるところ、被告が JAL 利用クーポンを受け付けたことを示す押印をした上でその本片を JAL に送付し、これを確認した JAL が特典利用額に応じた一定の額を上記旅行代金の一部として被告に支払っていること（前記 1(9)）からすると、被告は、特典利用額に相当する旅行代金については、あくまで、JAL からその支払を受けることによって同代金債務の弁済を受けているのであり、旅行者から交付された JAL 利用クーポンを、被告が提供する旅行に対応する価値を有するものとして受領していると考えるのは困難である。むしろ、旅行者が被告に対して交付する JAL 利用クーポンは、これを利用する旅行者が JAL との間で包括的支払委託契約を締結した JMB 会員という地位にあり、当該旅行者との間で締結した旅行契約に係る旅行代金については、特典利用額に応じた一定額が JAL から被告へ支払われることを証する機能を有しているに過ぎないと評価することができる。

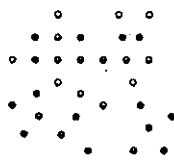
さらに、JMB 会員は、JAL が作成する JMB 規約、JMB ハンドブック、JMB プログラムのホームページ並びに運送約款に従うものとされていること（前記 1(1)）、JAL が JAL 利用クーポンを発行した時点で被告と旅行者（JMB 会員）との間の旅行契約とは無関係に JAL 利用クーポンの有効期限が定められており（前記 1(5)）、この有効期



限を徒過しているJAL利用クーポンを被告がJALに送付しても、JALは特典利用額について被告に立替払いをすることはないこと（弁論の全趣旨）からすると、被告との間の旅行契約においてJAL利用クーポンを利用することによってなされる立替払いに関しては、JALとJMB会員との間の包括的支払委託契約の内容（JMB規約、JMBハンドブック等）に従った取扱いがなされているものとなっているということが出来る。

以上の事実を総合考慮すると、旅行者の利用するJAL利用クーポンは、通貨の代用や旅行代金の一部に相当する対価として被告に交付されるものではなく、被告がJAL利用クーポンをJALに送付することによってJALからクーポン利用額相当額について立替払いを受けることができるよう、被告がJAL利用クーポンの利用相手であることを示す機能を有するものに過ぎない。すなわち、JAL利用クーポンは、JALと旅行者（JMB会員）との間の包括的支払委託契約に基づき、JALに対して、被告がJAL利用クーポンの利用相手であることを指示するために被告に交付され、被告は、JALとの間の前記(2)ウの合意に基づき、提携事業者としてJALから立替払いを受けられることを前提として、JALに代わってJAL利用クーポンを旅行者から回収しているに過ぎないと解するのが相当である。

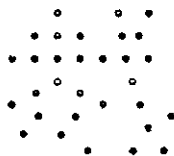
したがって、被告と旅行者との間で旅行契約に係る旅行代金の支払に関してJAL利用クーポンを利用するという場合には、旅行代金の支払方法に関して何らかの合意をしているものではなく、旅行者はJALとの間の包括的支払委託契約に基づいて、被告にJAL利用クーポンを交付しているに過ぎないから、被告との間の旅行契約の一内容として、JAL利用クーポンの払戻しや返還を制限する旨の合意がなされていると認めることはできない。



(ウ) また、前記認定事実によれば、JMB会員がマイルをJALIC利用クーポンに交換すると、JALの管理する「JALIC利用クーポン口座」に当該JMB会員の利用できるJALIC利用クーポンの数が記録され（前記1(6)）、被告との間の旅行契約においてJALIC利用クーポンが利用された際には、JALが管理する旅行者（JMB会員）の「JALIC利用クーポン口座」から直接JALIC利用クーポンが引き落とされること（前記(8)ウ(イ)）、JALがJMB会員に対して付与するマイルは、「マイル口座」においてJALが管理しており（前記1(8)ウ(エ)）、JMB「旅プラス」会員である旅行者が、被告との間の旅行契約に係る旅行代金の支払に関して「マイル」を利用する場合には、利用するマイルを一定の割合で換算した金員をJALが被告に支払っていること（前記1(9)）が認められる。そうすると、被告と旅行者との間の旅行契約に係る旅行代金の支払に関してJALIC利用クーポンやマイルが利用された場合、JALと旅行者（JMB会員）との間の包括的支払委託契約に基づいて、JALが、自ら管理する電磁的記録上、JALIC利用クーポンやマイルが利用された旨の処理をし、かかる処理によって減少したJALIC利用クーポンやマイルの数に応じた金員を上記旅行契約上の代金の一部として被告に支払っているものと認められる。

したがって、被告と旅行者との間の旅行契約に係る旅行代金の支払に関してJALIC利用クーポンやマイルを利用した場合も、被告がJALIC利用クーポンやマイル自体を財産的価値あるものとして受領しているものではないし、旅行代金の支払方法に関して何らかの合意がなされているということもできないから、同旅行契約の内容として、JALIC利用クーポンやマイルの払戻し及び返還を制限する旨の合意が存在すると認めることはできない。

(エ) よって、原告の前記(ア)の主張には理由がない。



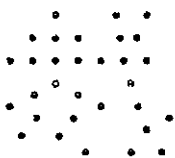
ウ また、原告は、被告が本件条項を利用して本件クーポンの返還を拒んでいることからすると、本件条項が旅行契約の一内容となっているのは明らかであり、JALとJMB会員との間の契約内容を被告が主張することは契約の相対効の原則に照らしてできないなどと主張する。

しかし、前記(2)に判示したとおり、旅行者(JMB会員)は、JALとの間の包括的支払委託契約に基づいてJAL利用クーポンを交付しているに過ぎず、被告との間の旅行契約に基づいてJAL利用クーポンを交付しているものではない(JALIC利用クーポンないしマイルを利用した場合は、旅行者がこれらに関する電磁的情報等を被告に対して交付しているものでもない。)から、旅行者が本件任意解除権を行使して上記旅行契約を解除したとしても、旅行者が被告に対し、同解除による原状回復請求権ないし不当利得返還請求権に基づいて本件JMB特典の返還を請求することはできないものというほかなく、被告が本件条項を利用したり、JALと旅行者(JMB会員)との間の合意内容の効力を主張して、本件JMB特典の返還を拒んでいるものではない。

したがって、原告の上記主張は、前提を誤るもので失当である。

エ さらに、原告は、JMB規約30条の規定によれば、被告と旅行者との間の本件JMB特典の利用に関しては被告の規約が適用されることとなるのであり、JALの定める利用条件が適用されるものではないから、本件条項が旅行契約に含まれるなどと主張する。

しかし、前記1(2)認定のとおり、JMB規約30条は、本件JMB特典と提携事業者が独自に発行する特典とを合算することなどできない旨定めた規定であるから、その文理上、本件JMB特典は提携事業者が独自に提供する特典と全く別個独立に取り扱われることを定めた規定であり、同規定にいう「特典」とは、提携事業者が独自に提供する特典を指すことは明らかである。したがって、JMB規約30条の規定のうち、「その他提



携会社の特典利用については、各提携会社の規約に従うものとします。」との定めは、被告等の提携事業者が独自に発行する特典については、JMB規約等が適用されるものではないことを確認した規定であると解するのが相当であり、原告の上記主張は独自の解釈に基づくものであって、採用の限りではない。

### 3 結論

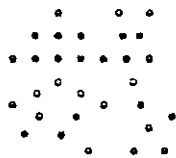
以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第4民事部

裁判長 裁判官 角 隆 博

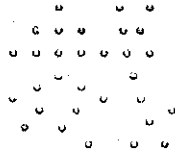
裁判官 大 森 直 哉

裁判官 谷 池 政 洋



## 目 録

- 1 JMB特典での決済は、決済後の取り消し、コースおよび日程変更の場合、取消料の有無にかかわらず、払い戻しできません。
  
- 2 JMB特典でお支払いいただいた旅行代金等は、決済後の取り消し、コースおよび日程変更の場合、取り消し料の有無にかかわらず、払戻しできません。
  
- 3 「JAL eトラベルプラザ」にてJAL利用クーポン（紙）を受領したのは、速やかに決済処理を行います。その為、決済後の返却はお受けできません。また、決済後の取り消し、コースおよび日程変更の場合、取消料の有無にかかわらず、払い戻しできません。



これは正本である。

平成22年12月8日

神戸地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 亀谷 哲

